

## 対象となる方の要件

宣誓をするお二人が、次の全ての要件を満たしている必要があります。



- 民法で規定する成年に達していること。
- 一方又は双方が市内に住所を有していること、又は市内へ転入を予定していること。
- 配偶者（事実上の婚姻関係にある者も含む）がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- 宣誓をしようとする相手と、近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。ただし、養子縁組によって、近親者となった者を除く。

## 宣誓（手続き）の流れ

### 1 事前予約



7日前まで

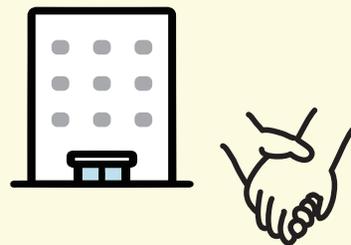
宣誓を希望する日時の**7日前**までにお電話でご連絡ください。

### 2 必要書類の準備



- ◆**住民票の写し**  
(個人番号や本籍を省略したもの)又は北九州市内への転入予定であることを証明する書面
- ◆**独身であることが確認できるもの**  
(戸籍抄本、独身証明書など)
- ◆**本人確認書類**  
(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

### 3 人権推進センター(ムーブ)へ



必要書類をご持参の上、**お二人で来所**ください。

### 4 本人確認・宣誓内容確認



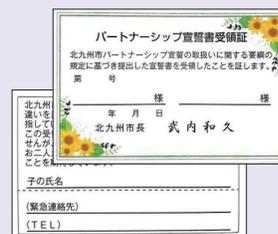
プライバシー保護のため、**個室**で対応いたします。

### 5 パートナーシップ宣誓



市担当職員の面前で宣誓書に署名し、写しを受領します。

### 6 宣誓書受領証カードの交付



カードのデザインは3種類から選べます

**後日**、ご自宅への郵送又は当センターで交付をいたします。

《手続き・お問合わせ窓口》

北九州市人権推進センター人権文化推進課

北九州市小倉北区大手町11番4号 大手町ビル(ムーブ)8階  
電話:093-562-5010 FAX:093-562-5150



↑北九州市パートナーシップ宣誓制度

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/18000059.html>

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。